公　　告

諸　事　項

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第５号に該当することとなったので、法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 23 年６月 27 日　　東北経済産業局長　豊國　浩治

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成23年８月31日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成23年８月31日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地
株式会社中三友の会	青森県青森市新町一丁目７番１号

記

あて先　〒980―8403　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎
東北経済産業局産業部消費経済課
電話　022―221―4915

様式

申　出　書

東北経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法第35条の３の62において準用する同法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

登録包括購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 23 年６月 27 日　　関東経済産業局長　照井　恵光

名　　称	株式会社ソニーファイナンスインターナショナル
本店の所在地	東京都港区南青山一丁目１番１号
登　録　番　号	関東（包）第35号
営業廃止年月日	平成23年５月１日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第３６６号
神戸市須磨区西落合６丁目１番45―305号
申立人　神野　行夫
本籍神戸市須磨区大田町２丁目５番地、最後の住所神戸市須磨区友が丘９丁目2603番地の86Ｄ２―403号、死亡の場所神戸市北区、死亡年月日平成19年10月29日、出生の場所神戸市須磨区、出生年月日昭和22年６月５日、職業会社員
被相続人　亡　岸田　暁美
事務所神戸市中央区東町113―１大神ビル６階
相続財産管理人　弁護士　伊原　由美
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第７６０号
横浜市青葉区たちばな台１丁目18番地32
申立人　平尾　泰子
本籍神戸市須磨区磯馴町５丁目２番地、最後の住所神戸市灘区曾和町２丁目５番17号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成23年４月４日、出生の場所神戸市東灘区、出生年月日昭和41年３月21日、職業無職
被相続人　亡　丸田　幸男
事務所神戸市中央区多聞通２丁目１番10号
第二法友会館３Ｆかけはし法律事務所
相続財産管理人　弁護士　亀井　尚也
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第８２２号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
理事長　島田　精一
本籍兵庫県尼崎市水堂町１丁目10番、最後の住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目12番１―409号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成22年８月２日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和38年９月20日、職業不詳
被相続人　亡　中谷　裕哉
事務所兵庫県尼崎市昭和南通３丁目１番　第２松本ビル５階501号
相続財産管理人　弁護士　古賀　　徹
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２２年（家）第３００４７号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍広島県世羅郡甲山町大字小世良173番地、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字東神崎459番地９、死亡の場所広島県世羅郡世羅町、死亡年月日平成14年10月29日、出生の場所不詳、出生年月日大正10年５月10日、職業不明
被相続人　亡　小林　　有
広島県三原市貝野町２番35号、事務所広島県三原市宮浦６丁目６番10号
相続財産管理人　大森　佳代
広島家庭裁判所尾道支部

平成２３年（家）第９０３７号
長崎県長崎市かき道４丁目21番18号
申立人　若杉　　實
本籍長崎県長崎市蚊焼町1532番地、最後の住所長崎県西海市西彼町八木原郷3453番地１、死亡の場所長崎県西海市、死亡年月日平成23年１月６日、出生の場所長崎県西彼杵郡蚊焼村、出生年月日昭和７年３月30日、職業無職
被相続人　亡　嶋　　昇
長崎県長崎市かき道４丁目21番18号、事務所長崎県長崎市興善町８番６号
相続財産管理人　司法書士　若杉　　實
長崎家庭裁判所